

2016 (平成28年) 12月8日

株式会社トソーコンストラクション 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
TEL048-844-8972/FAX048-844-8973
理事長 池本 誠司



申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

今般、当会に、貴社の作成した契約書について、クーリングオフ等の契約条項に関する情報が寄せられ、貴社に対し、9月8日付でお問合せさせていただきましたが、貴社からは、いまだご回答がございません。そこで、消費者契約法及び特定商取引法に違反すると思慮される点につき、下記の通り申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

I. 申入れの趣旨

貴社の使用する別紙契約書（以下「本件契約書」という。）のうち、以下の条項について使用停止、もしくは適切な表示に修正することを求めます。

- (1) 第9条(1) 「甲が請負代金の支払期日に支払いを遅延した時は、乙は、甲に対し遅延額の年14.6%に相当する遅延損害金を請求することが出来る。」
- (2) 第9条(2) 「乙の責めに帰すべき事由により期間内に契約の目的物を引き渡すことが出来ない時は、甲は、遅延日数1日につき請負代金額（工期内に部分完工引渡しとなされた時は引渡部分に対する請負代金相当額を控除した金額）の1000分の1の損害金を乙に請求することが出来るものとし、実際に発生した損害がこれを、超える場合でも、超過額の請求は出来ないものとする。」

- (3) 第10条(1) 「お客様が弊社による飛び込み営業をきっかけとしてご契約された場合は、御契約日から8日以内に書面で契約申込の撤回(クーリング・オフ)をすることができるものとする。」
- (4) 第11条(1) 「甲は、工事が完成するまでは、必要に応じてこの契約を解除することができる。この場合甲は、工事進捗状況に伴う実費清算の他、違約金として契約金の三割を支払うものとする。」

II. 申入れの理由

- 1 本件契約書第9条(1)では、請負代金の支払いを遅延した場合、乙は甲に対し、年14.6%の遅延損害金を請求できる旨、定められております。この点、本件契約書は、訪問販売においても使用されることが想定されているところ(第10条(1)参照)、特定商取引法10条2項では、未払額の年6%を遅延損害金の上限としております。

したがって、訪問販売において本件契約書を使用する場合、本件契約書第9条(1)は、不当条項に該当します。

- 2 本件契約書第9条(2)では、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について、甲が乙に請求できる損害金の上限を定めております。しかしながら、消費者契約法8条1項2号は、事業者の債務不履行(故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項について、無効とする旨を定めております。

したがって、本件契約書第9条(2)は、貴社の故意又は重過失により生じた損害についても、賠償責任の一部を免除する趣旨に解されますので、不当条項に該当します。

- 3 本件契約書第10条(1)では、訪問販売(飛び込み営業)が行われた場合、契約日から8日以内であれば、クーリングオフが可能であるとされています。しかしながら、特定商取引法9条1項によれば、法令の定める申込みの内容を記載した書面又は契約の内容を明らかにする書面(以下、これらの書面を「法定書面」という。)を受領してから8日以内に限り、クーリングオフが可能である旨定められております。

また、上記法定書面には、8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いた上、赤枠の中に赤字にて、妨害行為があった場合にクーリングオフの行使期間が延長される旨、クーリングオフは書面を発した時に効力を生ずる旨等の特定商取引法9条1項から7項に定める事項を記載しなければならないとされております(特定商取引法4条及び5条、同法施行規則5条及び6条)。

したがって、本件契約書第10条(1)は、特定商取引法6条1項で禁止される不実告知に該当するとともに、本件契約書は、特定商取引法9条1項から7項に定める事項が記載されておらず、特定商取引法6条2項で禁止されている重要事項の不告知に該当します。

4 本件契約書第11条(1)では、甲が、工事が完成する前に必要に応じて契約を解除する場合、工事の進捗状況に伴う実費清算の他、違約金として、契約金の3割を支払うものとされています。しかしながら、消費者契約法9条1号は、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずべき平均的な損害額を超えるものについて、損害賠償額を予約し、又は違約金を定める条項を無効であるとしています。

したがって、工事の進捗状況に伴う実費清算額及び違約金の金額が、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずべき平均的な損害額を超える場合、本件契約書第11条(1)は、不当条項に該当します。

5 また、上記1に記載のとおり、本件契約書は、訪問販売においても、使用されているものと解されるどころ、訪問販売において、役務の提供開始後に契約が解除された場合、特定商取引法10条1項3号において、提供された当該役務の対価に相当する額、役務の提供開始前に契約が解除された場合には、特定商取引法10条1項4号において、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に対し、それぞれ法定利率(年6%)による遅延損害金を加算した金額を越える額の金銭の支払いを消費者に請求することは、禁止されております。

したがって、訪問販売において本件契約書を使用する場合、本件契約書第11条(1)は、甲に対し、実費精算の他、違約金として契約金の3割を支払う義務を課しておりますので、不当条項に該当します。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-844-8973